

■四ツ谷のげんばから■

「通帳の履歴を見ると保険料の引落しが続いているのですが……」

とある地域包括支援センターから、お電話をいただきました。

- ・ A さん（70代）は配偶者もお子さんもいませんでした。お一人暮らしで年金を受給して生活しています。
- ・ A さんは、急病で入院したことで、病院の費用を支払わなければならなくなり、家賃を支払えなくなってしまいました。
- ・ 地域包括支援センターで A さんから通帳を見せてもらったところ、月額2万円の生命保険料が引き落とされていることがわかりました。Aさんは「契約内容はよく覚えていないが、保険料がもったいないので解約したい。どうしよう。」と悩んでおられるとのことでした。

個別の保険契約を解約する方法は契約内容によるため、契約している保険会社に問い合わせしてみるしかありません。

ただ、その前に、Aさんのように近い親族がいない方の場合、ご自身の入院等によって保険金を受け取れる契約にしていることがよくあります。入院保険金を受け取れる契約をしていた場合、Aさんは、過去に入院した分について保険金を請求できることがあります。

お電話を受けた弁護士は、解約する前に保険金を請求できないか確認すべきではないかと助言し、保険会社に対して問い合わせるべき内容を整理してお伝えしました。

地域包括支援センターの職員さんとともにAさんは、保険会社の担当者に連絡を取り、過去に遡って入院保険金の給付を受けることができました。その結果、家賃を支払い、入院費用をすべて支払ってもまだ手元にお金を残すことができました。

一見法律問題ではないような事柄であっても、一緒に解決方法を探していくという視点で情報提供をさせていただいております。ぜひともお電話ください。

<このお話は実例を参考にしたフィクションです。>



■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み²がありましたら、ぜひご利用ください（ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **050-3383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

² 最終的にはご本人（被支援者様）のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧

